

議案第54号

富士見市下水道条例及び富士見市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市下水道条例（昭和56年条例第36号）及び富士見市水道事業給水条例（昭和62年条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月4日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、富士見市下水道条例及び富士見市水道事業給水条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市下水道条例及び富士見市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(富士見市下水道条例の一部改正)

第1条 富士見市下水道条例(昭和56年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第19条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(富士見市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 富士見市水道事業給水条例(昭和62年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第25条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の富士見市下水道条例第19条及び第2条の規定による改正後の富士見市水道事業給水条例(以下「改正後の給水条例」という。)第25条の規定にかかわらず、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料又は施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金(以下「使用料等」という。)であって、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料等の額が確定するもの(施行日以後初めて使用料等の額が確定する日が同月31日後であるもの(以下「特定使用料等」という。))にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分)に係る率については、なお従前のおりとする。

3 特定使用料等のうち、前項の規定によりなお従前のおりの率を適用する部分は、同項に規定する特定使用料等のうち、施行日以後初めて確定する使用料等の額を前回確定日(その直前の使用料等の額が確定した日をいう。以下この項において

同じ。) から施行日以後初めて使用料等の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から令和元年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

5 改正後の給水条例第5条第1項及び第2項の規定は、施行日以後に申込みのあった給水装置又は給水用具の新設又は改造に係る加入申込金について適用し、施行日前までに申込みのあった給水装置又は給水用具の新設又は改造に係る加入申込金については、なお従前の例による。